

3 健康福祉局関係の各種相談員等一覧表

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

相談員等の名称 (設置根拠)	設置主体	設置目的	勤務形態及び 報酬月額	経費区分	設置人員 (人)
里親委託推進員 (要綱)	県	里親家族に対し、委託された子どもや里親自身に関する養育相談を実施し、委託された子どもの適切な養育の確保を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(月額) 148,850 円～179,200 円	国 1/2 県 1/2	3
こども家庭支援員 (要綱)	県	児童福祉司の保護者支援等の活動を支援することによって、児童虐待問題への迅速な対応を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(月額) 148,850 円～179,200 円	国 1/2 県 1/2	3
親子支援推進員 (要綱)	県	児童虐待に対する早期対応や虐待防止に向けた広報活動の実施、さらには被虐待児童等が入所している児童養護施設等に対する支援や児童虐待の発生予防に係る子育て家庭への支援の充実を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(月額) 148,850 円～179,200 円	国 1/2 県 1/2	18
婦人相談員 (売春防止法)	県 (市)	要保護女子の早期発見や、配偶者からの暴力など社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性に対して相談に応じ、必要な指導等を行う。	4 週間 116 時間 15 分以内 191,350 円～199,350 円 (市分については、各市が個別に決定する)	国 1/2 県 1/2 国 1/2 市 1/2	7
母子父子自立支援員 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)	県 市・福祉事務所 設置町	母子家庭父子家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び必要な指導を行う等によって福祉の増進を図る。	4 週間 116 時間 15 分以内 191,350 円～199,350 円 (市・設置町分については、各市町が個別に決定する)	県 10/10 市 10/10	1
休日・夜間 電話相談員 (要綱)	県	配偶者からの暴力被害者等の相談に応じ、問題解決に向け、適切な助言・指導等を行う。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 夜間 6,900 円 休日 12,800 円	国 1/2 県 1/2	3 (交替)
福祉債権 管理協力員 (要綱)	県	母子寡婦福祉資金等の償還指導を行い、福祉債権の適正な管理及び確保の推進を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 9,000 円～6,250 円	県 10/10	4
保育士就業支援員	県	県内の保育施設で働く保育士等を確保するため、求人・求職情報の提供や求職者に対する相談等を行う。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(月額) 179,500 円	県 10/10	3
広島県医療安全支援センター相談員 (要綱)	県	広島県医療安全支援センター相談窓口において、患者・家族等からの相談に対応し、医療に関する患者・家族等と医療従事者・医療機関との信頼関係の構築の支援と患者のサービスの向上を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 10,600 円	県 10/10	3 (交替)
国民健康保険 指導監査専門医 (要綱)	県	国民健康保険事業の給付について、保険医療機関等の指導監査に従事するとともに、保険者等からの照会に応じ業務の円滑な遂行を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(日額) 16,700 円	県 10/10	1

相談員等の名称 (設置根拠)	設置主体	設置目的	勤務形態及び 報酬月額	経費区分	設置人員 (人)
国民健康保険 医療事務指導員 (要綱)	県	国民健康保険事業の給付について、保険医療機関等の指導監査に従事するとともに、被保険者等からの苦情の処理を迅速かつ的確に行い、業務の円滑な遂行を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内・(月額) 12,900 円	県 10/10	1
不妊専門相談 センター相談員 (要綱)	県	広島県不妊専門相談センターにおいて、不妊に悩む夫婦等に不妊治療に関する相談指導や情報提供を行い、心身両面への支援を図る。	週 5 日 (火・水・木・金・土曜日) 2,600 円 (時給) × 勤務時間	国 1/2 県 1/2	6 (交替)
動物愛護相談員 (要綱)	県	動物愛護思想の普及啓発や飼育相談等に従事し、動物愛護センターにおける動物の愛護及び管理に関する業務の円滑な実施を図る。	月 20 日以内・1 ヶ月 116 時間 15 分以内・(月額) 216,000 円	県 10/10	3
民生委員・ 児童委員 (民生委員法) (児童福祉法)	国	常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供を行う等によって、福祉の増進を図るとともに関係機関の業務の円滑な遂行を図る。	随時・(年額) 59,000 円 (報償費)	県 10/10	6,030 (広島市 1,971) (福山市 887) (呉市 633)
戦傷病者相談員 (戦傷病者 特別援護法)	国	戦傷病者の更生等の相談に応じ、援護のための必要な指導を行う等によって福祉の増進を図る。	随時・(年額) 26,000 円	国 10/10	1
戦没者遺族相談員 (要綱)	国	戦没者遺族の援護の相談に応じ、必要な指導助言を行う等によって福祉の増進を図るとともに、関係機関の業務の円滑な遂行を図る。	随時・(年額) 26,000 円	国 10/10	37
ろうあ者 専門相談員 (要綱)	県	手話等によってろうあ者の相談に応じ、必要な助言を行うことで福祉の増進を図る。	月 20 日以内・月～金曜日・月 116 時間 15 分以内・(月額) 147,900 円～178,250 円	国 1/2 県 1/2	6
油症相談支援員 (要綱)	県	カネミ油症患者等に対する相談体制の充実を図る。	月 10 日以内・月～金曜日・6 時間/日・(月額) 9,700 円	国 10/10	1
毒ガス障害者 相談員 (要綱)	県	広島県毒ガス障害者相談室において、毒ガス障害者に対する健康管理、医療費等の支給手続等についての相談・助言等を行う。	週 2 日 (火・木曜) (月額) 9,500 円	国 10/10	1
心のバリアフリー 推進員 (要綱)	県	「あいサポート運動」や、障害者に関するマーク等の普及促進を図るとともに、障害を理由とする差別に関する相談に応じ、問題解決に向けた調整を図る。	月 20 日以内・1 ヶ月 116 時間 15 分以内 (月額) 178,250 円	国 1/2 県 1/2	1

(注) 1 勤務形態及び報酬月額については、設置主体によって異なることがある。

2 「人員」欄の () 内の数字は市分の再掲である。